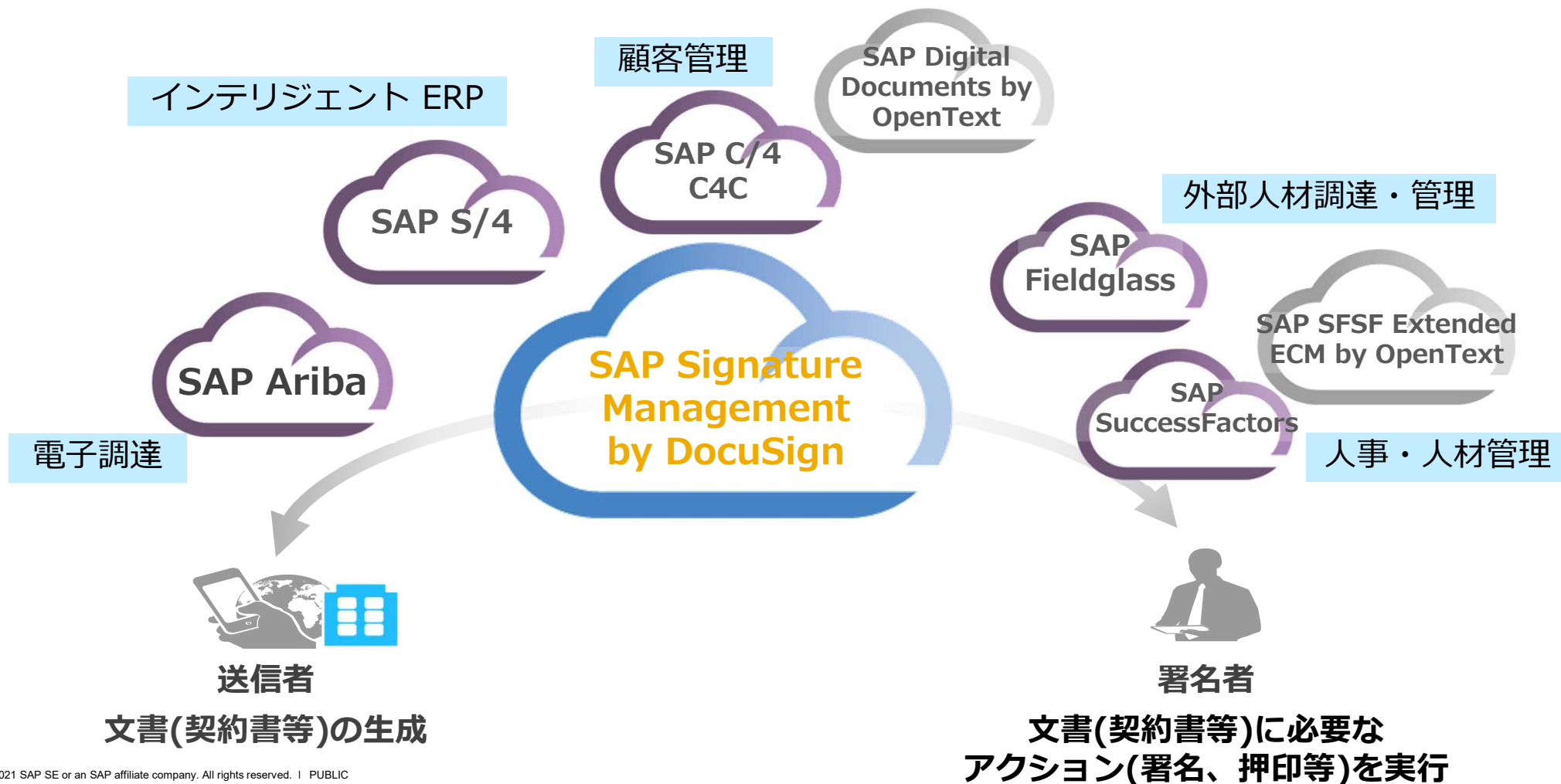


SAPが認識するトラストサービスの現状と課題

2021年12月27日

SAPジャパン株式会社
バイスプレジデント 政府渉外
中須 祐二

SAPは幅広い業務領域において電子署名ソリューションを提供 (DocuSign, OpenTextとの連携)



SAPが対応する署名方式（DocuSignとの連携）

合意文書の内容・種別に応じて選択できる複数の署名方式オプション

署名方式	DocuSign eSignature	DocuSign EU Advanced/ DS Express	署名書保有の証明書/ TSPパートナー連携
システム構成 イメージ			
署名型式	立会人型 電子署名	立会人型 デジタル署名 (電子証明書利用)	当事者型 デジタル署名 (電子証明書利用)
当事者の意思確認	ユーザー認証で当事者の意思を反映	ユーザー認証で当事者の意思を反映	付された電子署名が当事者の意思を反映
当事者本人の確認	当事者本人の確認は送信者が実施	当事者本人の確認は送信者が実施	当事者本人の確認は第三者である 認証局(登録局)が実施
当事者の意思と 非改ざん性	電子署名が付された合意文書と 証跡を記録した完了証明書で 当事者の意思、ドキュサインの電子署名で 非改ざん性を保証	デジタル署名が付された合意文書と 証跡を記録した完了証明書で 当事者の意思、ドキュサインの電子署名で 非改ざん性を保証	デジタル署名が付された合意文書単体で、 当事者の意思と非改ざん性を保証 (完了証明書は補足資料)

EUの現行ルール — eIDAS規則（2014年）

- 加盟国が、公共サービスへの安全なアクセスを可能にするデジタルIDシステムを市民や企業に提供する義務や、EUの国境を越えた利用を確保する義務は含まれていない。このため、国によって適用にばらつきがある。
- 欧州委員会が相互運用性のためのオープンソースフレームワークを提供。
- デジタルID:
 - 9つの指針：ユーザーの選択、プライバシー、相互運用性とセキュリティ、信頼性、利便性、ユーザーの同意と管理の均整、相手の認識、グローバルな拡張性
- 3種類の電子署名を定義：標準電子署名 (Standard)、高度電子署名 (Advanced)、適格電子署名(Qualified)
 - * 取引の種類毎に必要な署名の種類は、各EU加盟国の国内法で定めらる

第一次調査結果

トラストサービス：利用可能性と利用率、各国のセキュリティレベルの同等性、監督活動の調和

eID：実装の弱さ、市民への普及率の低さ、相互運用性の難しさ、ユーザーの利便性の低さ、通知プロセスの複雑さ、公共サービスに限定

SAPが認識するEUでの改善点 (eIDAS)

- 各国間のハーモナイゼーション:
 - 「個人情報」が各法域で事実上同じ意味で理解されることを保証
 - 各国の技術基準の不一致を避ける
 - 相互運用性とセキュリティレベル
- すべての国民や企業が利用可能なデジタルIDソリューションの使用を希望または選択するとは限らず、また国民にオプトアウトする法的権利が与えられているため、普及に懸念（不信の文化）
- データ保護 — 重要課題
 - データ保護とプロファイリングの経済的・社会的影響
 - 法律の執行度と罰則による十分な抑止力の有無
 - 産業界にとって負担となりうる要件:
 - 技術的実現と標準化
 - 情報が収集された後、その使用を管理するための効果的な技術的メカニズム
 - 中心となるIDシステムのユーザー・エクスペリエンス

Thank you.